

欧州の化学品規制 (REACH規則) の本格運用が始まりました!

2007年6月1日に施行された欧州における化学品管理法であるREACH規則は、本年6月1日から予備登録(登録の意思表示)が始まりました。物質、調剤、成形品で一定量の製造、輸入量がある場合は、含有する化学物質量を登録、届出する必要があります。対象となる化学物質のリストの全貌は現時点では明らかにはなっていませんが、想定される化学物質について対応が必要です。(平成20年5月現在の経済産業省の資料に基づき作成したものです。)

〈物質、調剤、成形品とは〉

「物質」 ⇒ 化学元素、化合物(化学物質、金属)

「調剤」 ⇒ 物質の混合物、溶液

「成形品」 ⇒ 形状、外面、デザインを持った物(自動車、電気・電子製品、玩具等)

〈REACHの内容〉

製造・輸入量	登録・届出				認可	制限
	ハザード評価	リスク評価	既存化学物質(*)の登録 :期限(2007年6月1日起点) ↓	成形品中の物質 :意図的放出物質(匂い付 消しゴムの香料等)の登録 :リスト物質(高懸念物質) (重量比0.1%超)の届出		
~1トン/年	×	×	—	×	認可対象物質 について原則 上市禁止、用途 毎認可制	ヒト、環境に容 認しがたいリス クがある場合、 上市・使用を制 限
1~10トン/年	○	×	11年	○		
10~100トン/年	○	○	11年	○		
100~1000トン/年	○	○	6年	○		
1000トン/年~	○	○	3.5年	○		

※欧州の既存化学物質リスト(EINECS)の収載物質等。(2008.6.1~12.1に予備登録が必要)

【お問い合わせ先】 京都府中小企業技術センター 基盤技術課 化学・環境担当 TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497
E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp

京都府中小企業技術センター 研究発表会

京都府中小企業技術センターでは、企業の皆様や大学等と連携を図りながら、研究開発や調査研究に積極的に取り組むとともに、その成果の活用により、新製品開発、新産業育成が図られるよう努めております。今回は、「京都府中小企業技術センター技報 No. 36」に掲載した研究成果を中心に発表するとともに、株式会社浅田可鍛鋳鉄所 浅田専務様の特別講演も予定しております。ふるってご参加ください。

〈日 時〉 10月3日(金) 13:00から16:00
 〈場 所〉 京都府中小企業技術センター 5階研修室等(※中丹技術支援室にはライブ中継を予定)

特別講演 (13:15~14:15)	「失敗をチャンスに!! 逆転の発想で新技術を開発」 ~京都府中小企業技術大賞を受賞した自動車用エコマテリアルの開発~ 株式会社 浅田可鍛鋳鉄所 専務取締役 浅田 康史 氏	
研究発表 (14:25~15:25)	テーマ名	発表者
	①環境汚染ガスに強く環境に優しい新規絵画用無鉛絵具に関する研究	当センター基盤技術課 矢野主任研究員
	②未利用茶葉及び抽出残さ等の効果的利活用法の調査研究	京都府立茶業研究所 原口主任研究員 (元当センター応用技術課所属)
	③電鍍の密着性改善による微細構造体の作製 ~密着強度の評価方法について~	当センター応用技術課 北垣主任研究員
	④工業材料の同時定性・定量分析へのX線回折法の利用に関する研究(Ⅲ)	当センター応用技術課 宮内主任
	⑤統合医療を支援するためのデザインとシステムの研究	当センター企画連携課 松永主任研究員
	⑥ハイビジョンディスクの制作に関する研究	当センター企画連携課 松井副主査
	⑦画像処理による繊維付着汚れの鮮明化に関する研究	当センター企画連携課 桶谷主任研究員
ポスターセッション (15:25~16:00)	当センターの研究等をポスターで紹介、質疑応答 (展示は13:00~)	

【お問い合わせ・申込み先】 京都府中小企業技術センター 企画連携課 企画・連携担当 TEL:075-315-8635 FAX:075-315-9497
E-mail:happyokai@mtc.pref.kyoto.lg.jp